

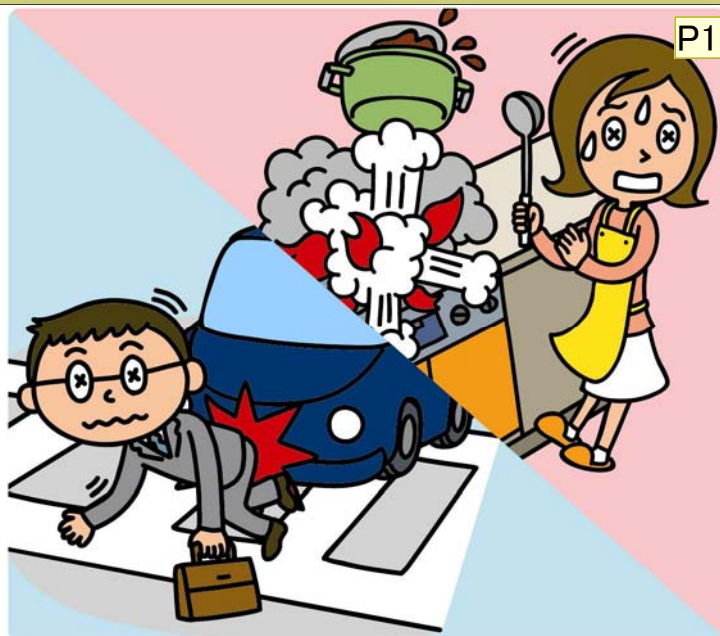
神奈川県建設業事務組合の皆様へ

団体傷害保険のご案内

(普通傷害保険)

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

団体割引5%適用



(本契約の保険期間:平成22年4月1日午後4時~平成23年4月1日午後4時まで1年間)
保険料支払方法:神奈川県建設業事務組合にて集金いたします。

加入締切日:毎月20日

補償期間:平成23年4月1日午後4時まで

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

この保険は、神奈川県建設業事務組合を契約者とする普通傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は、神奈川県建設業事務組合が有します。

この保険の特徴

1. 団体割引5%が適用されます。
2. 交通事故はもちろん、お仕事や旅行中のケガも補償します。
3. 入院・通院1日目から保険金をお支払いします。

主に下記のような場合に保険金をお支払いします。

普通傷害保険

交通事故をはじめ、日常生活中に起きる急激かつ偶然な外来の事故による色々なケガから、海外旅行中のケガまで補償します。

家庭内でのケガ



スポーツ中のケガ



旅行中のケガ



仕事でのケガ



交通乗用具※にはねられたときのケガ



駅の改札口に入ってから出るまでのケガ



道路通行中の建造物の倒壊や建造物からの物の落下によるケガ



建物または交通乗用具※の火災でのケガ



※交通乗用具とは自動車、電車、航空機、船舶などをいいます。(身体障害者用の車いすも含まれます。)
詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

<保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合については、後記「補償のあらまし」をご覧ください。>

保険料・保険金額表

保険料は

一口あたり月額保険料：700円

(下記保険金額は、加入者数20名以上99名未満の場合です。)

普通傷害保険

級別	保険金額		加入限度口数	職種
A級	死亡・後遺障害保険金額	196.1 万円	6口	事務員、営業、設計士、現場監督、主婦、学生、子ども など
	入院保険金額	2,490 円		
	通院保険金額	1,660 円		
B級	死亡・後遺障害保険金額	163.6 万円	8口	大工、左官、鳶、鉄筋工、造園師、配管工、建設現場作業員 など
	入院保険金額	1,800 円		
	通院保険金額	1,200 円		

(注)手術保険金のお支払額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍となります。

※保険料は被保険者(本人)の職種級別によって異なります。

※どの職種級別に該当するかご不明の場合、代理店までお問い合わせ下さい。

《本人として加入できる方の範囲》

①神奈川県建設業事務組合および系列会社の役員・従業員(団体の構成員)

※対象となる系列会社につきましては、代理店までお問い合わせください。

②上記①の家族

*家族とは、配偶者、子供、両親、兄弟および本団体の構成員と同居している親族ならびに使用人をいいます。

【ご注意点】

・第2回目以降の分割保険料は毎月お支払いいただきますが、保険金をお支払いする事故が発生した場合は、未経過期間の保険料を一括してご請求する場合があります。あらかじめご了承ください。

付帯サービス

デイリーサポート

暮らしに関する無料電話相談サービス

介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをバックアップします。
お気軽にお電話ください。(注1)

●内容

- ①身の回りの法律に関するご相談(注2)
- ②身の回りの税金に関するご相談(注2)
- ③介護保険制度やケアプランについてのご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関わるご相談
- ④看護師による健康についてのご相談
- ⑤公的年金などの社会保険に関するご相談(注2)
- ⑥グルメ・レジャー・冠婚等暮らしのさまざまな情報のご提供
- ⑦葬儀に関するご相談
- ⑧法事に関するご相談

●受付時間

- ①③⑤⑧ 平日午前9時～午後5時 ② 平日午後2時～午後4時 ⑥ 平日午前10時～午後4時
④⑦ 24時間365日 (※①②③⑤⑥⑧は、いずれも土曜・日曜・祝祭日を除きます。)

●お問い合わせ先

- ①②③⑤⑥ フリーダイヤル 0120-285-110
④ フリーダイヤル 0120-262-772
⑦⑧ フリーダイヤル 0120-119-987

(注1)ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、保険契約者(法人は除きます。)、被保険者(法人は除きます。)、または保険契約者および被保険者の配偶者・同居の親族(以下相談対象者といいます。)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接の相談に限らせていただきます。

(注2)弁護士等のスケジュールとの関係で即日ご回答できない場合がございますのであらかじめご了承ください。

*各サービスは、弊社提携先を通じてご提供します。

*サービスメニューは、予告なく変更となる場合がございます。なお、一部の地域では、ご利用いただけないサービスもございますので、あらかじめご了承ください。

*サービスのご利用にあたっては、提携先の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等をご確認させていただきますのでご了承ください。

補償のあらし

■ 普通傷害保険

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。) 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 注:すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者・被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意によるケガ ● けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ● 無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ● 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ● 戦争、内乱、暴動などによるケガ(※) ● 核燃料物質の有害な特性などによるケガ ● 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ● むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの ● ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダーなどの危険な運動中のケガ <p style="text-align: right;">など</p>
	後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 注:保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、また、入院保険金が支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金がお支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合 手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限り、また、入院保険金と重複してはお支払いできません。	
	通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 注:入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金がお支払われる期間中、別の急激かつ偶然な外来の事故により新たにケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	

●上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(※)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。

ご加入の際のご注意

<普通傷害保険>

- ①告知義務(ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出てください義務):ご加入の際には、加入依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し(この場合、お支払いいただいた保険料も返還できません。)保険金をお支払いできないことがあります。特に、被保険者(保険の対象となる方)の生年月日または満年齢、職業・職務、職種級別、過去の保険金請求・受領歴、他の同種の保険契約の有無などにご注意ください。また、加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属についても併せてご確認ください。また、同意のないままにご加入をされた場合には保険契約が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。
- ②死亡保険金受取人の指定:死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合には保険契約が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。
- ③保険契約の無効:上記②のほか、保険に加入した当時、次の事実があるときは、保険契約は無効になります。
 - 保険契約に関し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)に詐欺の行為があったとき
 - 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき
- ④保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて:引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
- ⑤ご契約内容および事故報告内容の確認について:損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、弊社までご照会ください。

ご加入後のご注意

- ①ご加入内容の確認・保管:加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、代理店または弊社までお問い合わせください。
- ②告知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務):ご加入後、契約内容に以下のようなことが生じた場合は、(1)とあらかじめ、それ以外は遅滞なく、代理店または弊社へご連絡ください。
 - (1)同一の被保険者(保険の対象となる方)につき身体の傷害を補償する他の同種の保険契約を結ぶとき。
 - (2)(1)の「他の同種の保険契約」があることを知ったとき。
 - (3)被保険者本人の職業・職務、職種級別が変更となったとき。他の同種の保険契約がある場合は保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、(3)の手続きがない場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。なお、(3)の場合には、追加保険料をお支払いいただくことがあります。
- ③死亡保険金受取人の変更:ご加入後、保険金受取人を変更(新たに指定する場合を含みます。)する場合には、代理店または弊社までご連絡ください。この場合には、必ず被保険者の同意が必要です。
- ④ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、代理店または弊社までお問い合わせください。加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

もし事故が起きたときは

事故の通知:事故が発生した場合には、事故の日時、場所、被害者名、事故状況等をすみやかに代理店または弊社にご連絡ください。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

このパンフレットは普通傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

- ◇代理店 : 株式会社タワーズ (担当:和田)
住所:横浜市戸塚区品濃町551-3ネオポリストキワ2-502
TEL:045-825-5320
- ◇保険会社 : 東京海上日動火災保険株式会社 担当支社:横浜南支社
住所:横浜市西区みなとみらい3-6-4みなとみらいビジネススクエア5F
TEL:045-224-0252

《事故時の連絡先》

- ◇代理店 : 株式会社タワーズ (担当:和田) TEL:045-825-5320(受付:平日9:00~20:00)
- ◇保険会社 : 東京海上日動安心110番 TEL:0120-119-110(受付:24時間365日)

＜重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)＞

団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

- 契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
- この書面はご加入いただく保険に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。
- ご家族等の方もご加入いただく場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の補償を受けられる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はご契約者が有します。

この保険の名称、契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご参照ください。

(2) 担保内容・保険期間(保険のご契約期間)

①主な支払事由(保険金をお支払いする主な場合)、お支払いする保険金、②主な免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)、③保険期間などにつきましては、パンフレット等をご参照ください。

(3) 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご参照ください。

2. 保険料・保険料の払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプなどによって決定されます。保険料・保険料の払込方法については、パンフレット等をご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談は:本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談は:東京海上日動安心110番
(受付時間:365日24時間)

0120-119-110

「事故は119番-110番」(フリーダイヤル)

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

(社)日本損害保険協会

保険に関するご意見・ご相談

保険会社との間で問題を解決できない場合は、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

0120-107-808

(フリーダイヤル)

携帯・自動車電話・PHS・衛星電話からは

03-3255-1306をご利用ください。

【受付時間:9:00~18:00(土日・祝日はお休みとさせていただきます)】

注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入依頼書の記載上の注意事項等)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方などが無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、弊社に重要な事項を申し出いただく義務(告知義務)があります(弊社代理店は弊社に代わって告知を受領することができます)。特に被保険者(保険の補償を受けられる方)の生年月日または満年齢、性別、職種級別または職業、健康状態告知等については十分にご注意ください(特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります)。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答のうえ、署名・捺印してください。
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。ただし、「告知義務違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。
 - ・保険期間が1年以内のご契約の場合:支払責任の開始日(※)から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 - ・保険期間が1年を超えるご契約の場合:支払責任の開始日(※)から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- (※)ご契約を継続されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「告知義務違反による解除時の保険金支払に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)には、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。
- なお、ご契約を解除させていただいた場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、『現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合』等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、詐欺による無効を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が以下に該当する場合には、所定の記入欄にその内容を必ずご記入ください。
 - ・『過去3年以内に同種の保険の保険金(5万円以上)を請求または受領したことがある場合』
 - ・『過去5年以内に同種の保険を申し込んで、不成立または契約解除になったことがある場合』
 - ・『他に同種の保険がある場合(同種の保険とは全部または一部について支払責任が同一である保険をいいます。)]』

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ①他の同種の保険契約を締結する際の通知義務や事故などが発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご参照ください。ご通知や手続き等がないと、保険金をお支払いできないことや解除されることなどがあります。
- ②保険金の請求にあたっては、弊社所定の書類をご提出いただきます。また、被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がいけない場合は、被保険者の配偶者等のご家族(以下「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明させていただきますようお願い申し上げます。

(3) 次回更改契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降のご継続のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。

ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、当該保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、ご継続にあたり当該特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合

があります。
 ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

2. 責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。
 ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

3. 主な免責事由(保険金をお支払いできない主な事由)等

(1) 始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかぎります)

この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といえます。)

ただし、弊社は2007年6月26日より、本取扱いを一部変更し、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年(※)を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象といたしました。(また、明確化の観点から、2008年8月1日以降始期契約より、上記変更内容を反映した「始期前発病の期間に関する特約」を自動的にセットしています。)

2007年6月26日以降に開始した上記ケースに該当する就業不能や入院等について、保険金請求を行っておられない場合には、保険金をお支払いできる可能性がございますので、弊社代理店または弊社までご連絡いただけますようお願いいたします。

(※) 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2) その他

パンフレット等をご参照ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は本説明書もしくはパンフレット等をご参照ください。

5. 個人情報の取扱いについて

本説明書もしくは加入依頼書をご参照ください。

6. 新たな保険契約への乗換えについて

現在のご契約を解約、減額などをするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご注意ください。

① 現在のご契約を解約、減額などされる場合の不利益事項

○ 多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。

② 新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項

○ 新たにご加入の保険契約について、被保険者(保険の補償を受けられる方)の健康状態などによりお断りしたり、特定の疾病を不担保としてお引受けする場合があります。

○ 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算されます。

○ 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

○ 新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご契約が解除され保険金が支払われない場合があります。

○ 新たにご加入の保険契約の責任開始期前の発病などの場合は、保険金が支払われない場合があります。

7. 共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご参照ください。

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。

「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご覧ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
保険期間1年以内の傷害保険 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、フルガード保険特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、子ども総合保険、自転車総合保険、医療保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険、がん保険基本特約付帯普通傷害保険・家族傷害保険 など	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は 80%	80%
個人賠償責任保険、ゴルファー保険、ハンター保険、携行品一式特約付動産総合保険、ヨット・モーターボート総合保険 など	破綻後 3か月間は 100% 3か月経過後は 80% (注1)	80% (注1)
所得補償保険、医療保険(1年契約用)、がん保険(1年契約用)、医療費用保険 など	破綻後 3か月間は 90% (注2)	90% (注2)

(注1) 保険契約者が個人・小規模法人(※)・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)の場合に対象となります。また、保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(※)「小規模法人」とは、破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人および外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限りません。)をいいます。

(注2) 引受保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下まわります。

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社	引受割合

<個人情報の取扱いに関するご案内>

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ(※)各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含みます。)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
 - ④再保険引受会社等における再保険契約の締結、継続・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報を当該担保権者に提供すること
- ※「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社(および引受保険会社のグループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

<保険に関するご意見・ご相談先>

《お問い合わせ先》

◇保険会社：東京海上日動火災保険株式会社 横浜南支社
住所：横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア5F
TEL：045-224-0252

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする保険金
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入依頼書を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【募集する商品に応じて記載いただく事項】

＜第三分野商品＞

以下の質問事項は、対象となる方のみご確認ください。

- 『傷害保険(*)のタイプにご加入の場合のみ』ご確認ください。
 - 加入依頼書の「職種級別」欄は正しくなっているかご確認くださいましたか？
- (*)対象となる種目と、各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。
 - 対象となる種目:普通傷害保険
 - 職種級別Aに該当する方:
「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方
 - 職種級別Bに該当する方:
「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認くださいましたか？

特に「注意喚起情報のご説明」には、「主な免責事由等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

07ut-GJ05-08022-2009年3月作成

<2009年7月1日以降始期契約用>